

[事案 17-9] 災害入院給付金請求

- ・平成 17 年 7 月 25 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 5 月 17 日 裁定終了

< 事案の概要 >

腰椎圧迫骨折は既に発病している骨粗鬆症を原因として生じたものであり、不慮の事故による入院とは認められず災害入院給付金を支払うことはできないとの保険会社の決定を不服とし、裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 16 年 1 月、自宅において除湿器を持ち上げた際に転倒し、第 1 腰椎の圧迫骨折の傷害を負い 120 日間入院した。これは不慮の事故に基づく入院であるから、災害入院給付金 120 日分の支払いを求める。

< 保険会社側の主張 >

今回請求に係る骨折については、主治医によれば「今回傷病の基礎疾患として骨粗鬆症があり、今回除湿器を持ち上げた程度の軽微な外傷でも圧迫骨折となり、今回傷病以前にも第 5 腰椎圧迫骨折の既往がある」とのことであり、本件骨折は骨粗鬆症により発生したものと判断されるので、「不慮の事故（偶発的な外来の事故）」によるものではないから、災害入院給付金の支払要件を充足していない。

なお、当社の調査によれば、主治医は申立人から退院後、「除湿器を持っただけでなく、後方へ転倒したということも記載して欲しい」との申し出を受け、転倒した事実を記載したに過ぎないとのことであった。

< 裁定の概要 >

申立書・答弁書などに基づく審理を進めるとともに、当事者双方から事情聴取を行い審理した結果、下記理由により本件申立てには理由がないと認め、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 二度診断書が出され、最初の診断書では受傷原因が「除湿器を持ち上げたところ痛みあり」と記載されているが、二つ目の診断書には「除湿器を持ち上げた時に足がすべり転倒」とされている。このように診断書の記載が明らかに矛盾する場合には、当初診断書の記載がより真実に合致するものと認めるのが経験則上合理的であり、「転倒」したとの記載は申立人が後日医師に申告して記載を依頼したことが理由であると推測できる。

従って、本件診断書からは、申立人が偶発的外来事故により受傷したものと認定することはできない。

(2) 申立人のレントゲン写真は、骨萎縮が著明であり、申立人の椎体は骨粗鬆症の影響による多発的な骨折が顕著に認められ、第 1 腰椎の圧迫骨折のみが外因性があると認定する理由はなく、不慮の事故とは言いがたい。

(3) さらに、事情聴取時に、ダンボールの上に腰掛けるように尻から転倒した時の状況

について申立人に確認したところ、詳細は覚えていないとして供述を拒否したため、供述によっても転倒による骨折を裏付けることができない。なお、尻餅をつくような態様で転倒した場合、転倒のみによって第1腰椎が圧迫骨折をすることには疑問がある。